

京都大学音楽研究会ハイマート合唱団後援会 規約

名称

第1条 本会は「京都大学音楽研究会ハイマート合唱団後援会」と称する。

所在地

第2条 本会の所在地は京都大学音楽研究会ハイマート合唱団の活動拠点に置く。

目的

第3条 本会の目的は以下のとおりとする。

- (1) 京都大学音楽研究会ハイマート合唱団が音楽活動に打ち込める環境づくりの手助けをする
- (2) 京都大学音楽研究会ハイマート合唱団 OBOG の立場から積極的に現役生を支援する
- (3) 本会の活動を通して京都大学音楽研究会ハイマート合唱団現役生と OBOG のつながりを深める

事業内容

第4条 本会では上記目的を達成するために必要な事業を、第 10 条 (6)(7) に定める総会の議決に基づいて行う。

本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。毎年度、第 9 条に定める本会役員会はハイマート合唱団と協議を行い、当該年度の事業報告及び決算、翌年度の事業計画及び予算について、ハイマート合唱団から承認を得るものとする。

会員

第5条 本会の会員は、次の条件を満たし、後援会役員会への入会申し込みが完了した個人とする。

- (1) 京都大学音楽研究会ハイマート合唱団の OB であること。ただし、1 月から 3 月までの期間は、4 月以降にハイマート合唱団の OB となる者もハイマート合唱団の OB とみなす

- (2) 本会の目的に賛同していること

会員は次の義務を果たさなければならない。

- (1) 役員会への氏名及び連絡先の提供、更新時の連絡
- (2) 総会への出席もしくは書面議決書・委任状の提出
- (3) 総会での決定により定められた会費の支払い
- (4) 現役生の活動に対して強制を行わないこと

個人情報

第6条 役員会は「個人情報取扱い規則」に定める通り、会員の個人情報を適切に管理する。

役員及び任務

第7条 本会の役員及び任務は次の通りとする。

- | | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 | (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 事務局員 | 若干名 | (6) 会計監査 | 1 名 |

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。また会長が職務を遂行できない場合は代行する。
- (3) 事務局長は本会の管理運営を統括する。
- (4) 会計は本会の会計業務を統括する。
- (5) 事務局員は事務局長の指示のもと、本会の管理運営の業務を行う。
- (6) 会計監査は本会の会計及び財産の状況を監査し、総会でその報告を行う。

役員選出及び任期

- 第8条
- (1) 本会の役員は立候補及び総会での議決により決定する。本会の全会員は、役員となる権利を有する。
 - (2) 役員の任期は1年とする。
 - (3) 本会の秩序を乱すと認められる役員は、総会での議決により罷免することができる。

役員会

- 第9条
- (1) 役員会は会長、副会長、事務局長、会計、事務局員をもって構成する。
 - (2) 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

総会

- 第10条 本会の総会は毎年度終了時に開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (1) 総会の招集は会長が行う。
 - (2) 総会の議長は副会長が務める。
 - (3) 会員は、全会員の4分の1以上の者からの要求があれば、臨時総会の招集を求めることができる。
 - (4) 総会及び臨時総会は全会員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開催することができない。但し、書面議決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
 - (5) 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
 - (6) 総会の決議事項及び報告事項は、次の通りとする。
 - ・規約の改正に関する事項
 - ・事業計画及び事業報告
 - ・予算及び決算、会計監査
 - ・会費金額

- ・ 役員の改選
- ・ その他必要と認められた事項

(7) 京都大学音楽研究会ハイマート合唱団からの強い希望があり、かつ役員会により緊急性及び重要度が高いと認められた事項については、メーリングリストなど別途連絡手段による会員への報告及び議決をもって総会での議決に替えることができる。当該議決の内容については直近の総会で事後承認を得るものとする。

経費

第11条 本会の活動に必要な経費は、総会での決定内容に従い、会費によってまかなうものとする。

また京都大学音楽研究会ハイマート合唱団からの要望に応じて行う活動については、第4条に定める十分な協議の上で、ハイマート合唱団の運営費によってまかなうことがある。

会費

第12条 本会の会費は、前年度末に行われる総会において金額を決定する。

- (1) 当該年度の4月から12月の間に在籍及び新規入会した会員からは、全額分の会費を徴収する。1月から3月の間に新規入会した会員は、翌年度分からの徴収とする。
- (2) ハイマート合唱団OBとなってから1年以内に入会した会員は、1年度分の徴収を免除する。
- (3) 本会から退会した会員に関しては、会費は返金しない。

会計年度

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる1ヶ年とする。本会の収支決算は会員及びハイマート合唱団に報告するものとする。

退会

第14条 本会会員は、次のいずれかの条件に該当する場合退会となる。

- (1) 死亡ならびに本人からの申し出があったとき
- (2) 第5条に定める会員の条件及び義務に反した時

規約の改訂等

第15条 本規約の改訂は、本会の総会での議決及び京都大学音楽研究会ハイマート合唱団の承認を得るものとする。本規約に定めない事項については、役員会の審議、及び本会の総会での議決によるものとする。

附則

本規約は2021年1月1日から適用する。

制定 2021年1月1日

改定 2021年3月7日（第2条 所在地、第7条 役員及び任務、第9条 総会

2022年4月3日（第5条 会員、第7条 役員及び任務、第9条 役員会、第12条 会費、
表記変更）

京都大学音楽研究会ハイマート合唱団後援会

住所: 〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町

京都大学音楽研究会ハイマート合唱団

Mail: office@heimat-choir-ob.net